

立山町告示第 80 号

督促状の公示送達について

地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 29 日

立山町長 舟 橋 貴 之

名宛て人		送付すべき書類			
住所	氏名	名称	年度	期別	納期限
立山町千垣 350 番地	青木 芳男	軽自動車税	8年度	1期	令和8年7月9日

督促状は、立山町税務課収納管理係(中新川郡立山町前沢 2440)において保管し、送達を受けるべき者の申出があればいつでもこれを交付する。

なお、当該督促状は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 7 月 6 日をもって送達されたものとみなされる。